

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、いばらき自然エネルギーネットワーク（以下REN-iという）が支払う謝金について必要な事項を定める。

(支払いの対象となる活動)

第2条 REN-i 規約第2条の目的と活動内容に合致し、代表又は事務局長が必要もしくは有益と判断した活動とする。

(支払いの対象者)

第3条 第2条に定める活動に、代表又は事務局長からの委嘱を受けて参加した者、及び必要又は有益と判断したボランティア活動に参加した者とする。

2. 第2条に定める活動のうち、講演会およびセミナー等の講師として依頼された者とする。

(職種)

第4条 職種は下記を基準とし、第3条1項の対象者の中から、その活動に於ける重要度及び難易度を考慮して従事者ごとに選任する。選任は代表又は事務局長が行う。

主任：業務の作業計画立案、全体的監督及び管理

技師：業務の遂行、補助員の監督及び作業指示、作業結果のとりまとめ等

補助員：主任又は技師の指導のもと業務を行う

(謝金)

第5条 第3条1項の謝金は下記の基準を上限とし、それぞれ活動の実行組織において定める。

委嘱業務

主任 40,000 円／日

技師 30,000 円／日

補助員 20,000 円／日

有償ボランティア活動

主任 20,000 円／日

技師 15,000 円／日

補助員 10,000 円／日

2. 第3条2項の謝金は1万円／回（2時間）とし、2時間を超える場合は、2万

円を上限として加算して支払うことができる。

3. その他の理由で、第 3 条 2 項の謝金を加算する場合は必ず幹事会において承認することとする。
4. 上記金額は所得税を源泉徴収する前のものとする。
5. 第 3 条 1 項の謝金の計算は半日単位で行う。

(交通費及び宿泊等の支給)

第 6 条 第 3 条に定める対象者には第 5 条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給することができる。ただし、公共交通を利用したものとして計算した交通費を実費とみなして支払うことも可とする。

(業務従事報告書)

第 7 条 第 3 条 1 項に基づく謝金の支出に際しては、別途定める様式に基づき、従事者は業務従事報告書を作成する。

(改正)

第 8 条 この規程の改定は幹事会において行う。

(雑則)

第 9 条 この規程の定めがない事項については、幹事会に諮って別に定める。

附則

この規程は令和元年 7 月 5 日より適用する。